

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第5回）議事概要

1 日 時：平成25年8月26日（月）16:00～19:00

2 場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、中村委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室 : 村上室長、清水参事官、廣瀬調査官
総務省政策統括官(統計基準担当)付 : 横山統計企画管理官、山田統計審査官、
池田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

(1) 具体的な項目の審議

- ① 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
- ② グローバル化の進展に対応した統計の整備
- ③ その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）
- ④ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

（いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上）

(2) タスクフォースの審議概要報告

(3) 第2ワーキンググループのとりまとめ

(4) その他

5 議事概要

(1) 具体的な項目の審議

- ① 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備

福祉・社会保障統計についての項目の統合や、更なる充実・発展の余地等の検討について厚生労働省から資料1-1、1-2に基づき説明が行われ、その後審議が行わ

れた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 社会保障費用統計で全体額は把握できているが、そのうちのどれくらいが国民への受益の還元額、設備費・人件費なのかがわかるような統計が必要ではないか。主な医療・福祉介護関係の説明を受けたが、おおまかで良いので、各統計でどのようにすれば、見られるかなどの工夫が必要ではないか。
 - 社会保障費用統計では国民へ還元される給付とそれ以外（施設整備関係費・管理費）とに分けて把握している。
- ・ 社会保障費用統計に対応して、各医療・社会保障ごとの統計でそれぞれに見られれば良い。
 - 現在の社会保障関連の統計体系の調査は約 60 本程度あるが、それぞれの行政目的に応じて実施しており、マクロの数値とマッチしているとは必ずしも言えない。
- ・ 社会保障費用統計はミクロの数値を積み上げて作成しているはずなので、個々の受益者の統計から積み上げても同じ値になるようになれば良い。
- ・ 個別調査が多く存在している。また、他にも行政記録で把握しているものもあり、全体的な統計の体系がわからない。次期基本計画の目玉に統計の体系化があるため、体系の整理を行うべきである。整理した結果、欠けている部分や重複している部分もあるかも知れない。
- ・ 社会保障費用統計について、資料 1-1 を見ると平成 22 年度の結果が平成 24 年 11 月に公表されており、SNA の確報と比べても、1 年近く遅れている。社会保障費用統計は、決算の積み上げであり、基となる部分が確定するのに時間がかかるとの説明を以前聞いているが、推計等を行うなどして早く公表できないか。
 - 研究所内の検討の際にも、早期化の検討を行っており、データの基の部分が出てこないなど難しいが、課題とは認識している。
- ・ OECDS 標準表について、SNA の方で一般政府の機能別支出を 2 枝分類で表章することとなっており、社会保障費用統計では社会支出を現金・現物の別に区分した上で目的別に区分しているが、それをより細分化して表章できないか。
 - SNA の 2 枝分類は OECDS の標準表から一部データ提供を内閣府経済社会総合研究所に行うなど協力関係を持っている。SNA の 2 枝分類には詳細な内訳が無いが、2 枝分類に対応する詳細なデータは OECDS に登録しているものには出ている。公表資料にはそこまで詳細に出していないが、OECDS に登録したものを利用すれば細分化した表章は可能である。
- ・ ILO 標準表の収入部分で制度間移転の表示が制度ごとに集計値しか公表されておらず、費用の移転がどの給付に対してどの制度からなされているかなど詳細な情報が入っていない。制度間移転関係が詳しくわかるようなクロス表の提供が必要ではないか。

- 制度間移転関係が詳しくわかるようなクロス表については、今後の課題とさせて頂く。
 - ・ 資料1－2の社会医療診療行為別調査は郵送・行政記録（レセプトオンライン）、介護給付費実態調査は郵送となっているが、行政記録（レセプトオンライン）と郵送で重複しているのか。
 - 社会医療診療行為別調査と介護給付費実態調査の情報源は別。社会医療診療行為別調査は主に行政記録（レセプトオンライン）から把握されているが、電子化されていない情報は一部郵送、介護給付費実態調査は、オンライン化されていないためすべて郵送。基本的に行政記録（レセプトオンライン）と郵送による調査の間では調査に重複はない。
- ◎ 社会保障費用統計の基幹統計化は、計画どおりに進捗しており、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。ただし、公表の早期化、公表項目の細分化、制度間のクロス集計については、今後、発展・充実を図るべき事項として取りまとめることとする。また、医療・福祉・社会保障の体系の整備についても、新しい課題として次期基本計画に盛り込む方向で整理したい。

② グローバル化の進展に対応した統計の整備

外国人に関する統計の更なる充実・発展の余地等の検討について法務省から資料2に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 不法に滞在している者の国籍別、残留期間別などはどこまで把握できるのか。
- 把握は難しく、船舶で密航した者については特に難しい。一方で航空機により入国した者については、一応記録がある。統計というよりも電算上、不法に残留している者の数として毎年1月1日現在の数を集計・公表している。
- ・ 出入国記録カードが廃止されて以後、日本人の出入国に関してどこまで把握できているのか。
- 出入国記録カードが廃止された以降、渡航先は把握できないが、いつどこの港から出帰国したのかは把握している。
- ・ 以前、外国人の子どもについて、何パーセントが学校に通っているかわからぬという問題があった。住民基本台帳で把握可能とのことであるが、市区町村単位で的確に把握できているのか。
- 外国人の残留状況ということで申し上げると、昨年7月の改正入管法施行前までは、市区町村に外国人登録原票が備えられ、本人の申告に基づいて居住地等が記録されることとなっていたが、申告がなければ把握が難しい状況であった。昨年7月の改正入管法施行後は、外国人も住民基本台帳の対象となり、例えば、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可を受けた場合には、法務省から、その事

実が市区町村に連携して通知されるようになっており、以前より正確な情報を把握することができるようになったと考えている。

- ◎ 本事項については、計画どおりに進捗しており、「実施済、実施予定」との自己評価で妥当と整理する。また、新たに発展・充実を図るべきとの意見もなかつたので、削除または整理、統合する方向で取りまとめる。

③ その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）

- （ア）国勢調査（インターネットを利用した調査方法の見直し、「5年前の居住地」）について
国勢調査（インターネットを利用した調査方法の見直し、「5年前の居住地」）について総務省統計局から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 1次試験調査結果の先行方式のオンライン回答率25.3%はかなり高い。オンライン調査では、審査事務が効率化されることから、公表の早期化をお願いしたい。
- ・ 平成22年調査の際には全封入提出方式を採用したため、全年齢の不詳、外国人の国籍不詳が増えた経緯があり、その反省も踏まえて、任意封入提出方式の実施などの工夫をお願いしたい。
- ・ オンライン調査とそれ以外の調査方式を併用するとなると、その作業量は増えることとなるので、人員の手当てなどのコストについても確保するよう考慮していただきたい。
- ・ 第1次試験調査では、先行方式と並行方式の回答率に違いがあったが、どちらの方法を採用していく予定なのか。
- 第2次試験調査では、先行方式を前提として実施しており、先行方式の問題点を洗い出して第3次試験調査に繋げたい。

- ◎ 公表の早期化については、何らかの形で盛り込んでいくこととする。ご指摘のあった点、第2次試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施していただきたい。なお、国勢調査については、世帯調査の根幹をなす調査であることから、今後も注視していく必要がある。そのため、「その他」の項目から取り出し、「人口減少社会に応じた統計の整備」の一つとして整理する。

（イ）犯罪被害実態（暗数）調査による標本数の拡充等による精度の向上

- 犯罪被害実態（暗数）調査による標本数の拡充等による精度の向上について法務省から資料4に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 第4回犯罪被害者実態（暗数）調査サンプル4,000人のうち、2,156人の回答があったということであるが、犯罪被害を受けていない人も含まれているのか。
→ 犯罪被害を受けていない人の方が多く、この方々には治安に対する認識とか、犯罪を受けていない人の属性などについても把握している。
 - ・ 被害にあった対象期間はどれくらいか。また、その内容はどういうものか。
→ 過去5年間を聞いて、更に1年以内かを聞いている。内容としては、家族が遭う被害も含めている世帯犯罪（自動車損壊、不法侵入他）と個人犯罪（強盗、窃盗他）があり国際標準で把握している。なお、振り込め詐欺などは独自に追加している。
- ◎ 本事項については、計画通り進捗しており、「実施済」との自己判断で妥当と整理する。

④ 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上について文部科学省から資料5に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 標準偏差が小さくなっているという問題ではなく、各都道府県において、定義の範囲の解釈が違っているのが問題という話ではではなかつたか。したがって、1,000人あたりの発生件数が高い都道府県、低い都道府県がランダムにあれば良いが、特定の都道府県に偏っているとすれば統計的なバイアスあるいは回答者間における認識の違いがあるということではないか。
→ 基本的な考え方は各都道府県に示しているが、各都道府県の判断で定義を追加しているところもある。調査方法の見直し、改善、例示など指導をしているところである。
- ・ 調査の内容を比べて、発生件数が特に高い県、低い県については、説明会の状況など、事後における検証を行う必要がある。
・ この調査の調査系統はどうなっているのか。
→ 公立学校は教育委員会経由、国立学校は国立大学経由、私立学校は所管課を経由して実施している。
・ この調査は、ランダムに抽出しているのか。
→ 全ての学校が回答する悉皆調査である。
・ いじめについては発生件数が高い県と低い県については、情報の取り方等について、調査、研究など何か取り組んでいることはあるのか。
→ いじめの認知件数について全学校にアンケートをお願いしている。アンケートのやり方は、自治体ごとに違い、また、その頻度についても、年1回であつたり、

月1回であったりしているので、その実施頻度について平成24年度調査から調査対象に盛り込んでいる。

- ・ 経年的みて、大きく変化がある理由も把握されているのか。学年が変わっても1年間ずつスライドするわけだから対象は大きく変わらず、大きな変化は理由があるのではないか。
 - 前年度に比べて大幅に変化している都道府県については確認をしているが、経年的変化の理由は確認していない。国立教育政策研究所の追跡調査では、3年間継続していじめを受けた子どもは、0・6%という結果があり、いじめが継続するとは限らないという実態がある。
- ◎ 第4回会合において、現行計画に掲げる所期の目的に沿って進捗していると整理しており、今回、数値の確認もしたことから「実施予定」の自己申告は妥当と整理する。しかし、必ずしも数値の取り方の認識、定義が全都道府県で一致しているとは言えない面もあり、いじめや暴力行為については、現在、大きな社会問題となっていることから、これらの正確な把握が必要ということで次期基本計画に向けて取り組んでいくこととして整理する。

(2) タスクフォースの審議概要報告（従業上の地位の審議）

タスクフォースの審議概要報告について資料6に基づき白波瀬座長代理から報告がなされた。また、資料7に基づき厚生労働省から追加説明が行われた。

また、昨年の審議の経過、従業上の地位の整理の目的・意義について、樋口委員から説明があり（以下、（ア））、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

（ア）昨年の審議の経過、従業上の地位の整理の目的・意義

- ・ 非正規雇用等について把握している統計調査については、国の統計調査41調査、そのうち基幹統計22調査が存在しており、定義が調査によって違うということから調査結果に違いが出ている。共通の定義を設け労働条件や賃金の実態把握をすべきであるが、定義が異なっていると、調査結果の違いが、調査方法、対象、定義に起因するものなのか区別がつかない。

定義の違いについては、事業所・企業対象の統計調査と世帯対象の調査によつても定義が異なる状況では、府省間で調整することは困難と考え、まずは、厚生労働省に調整できるかどうかも含めて検討していただくことになった。非正規雇用の実態については、国の施策上、また、国民への正確な実態提供の重要性の観点からも定義を共通化して把握することが必要である。今回、厚生労働省が（案）をまとめてきたので、今後は、この後の審議にもよるが、府省間の調整が必要となってくる。

- ・ 定義が同じであっても、事業所・企業対象の調査と世帯対象の調査については、それぞれ対象とする範囲が異なるので、結果数値は合わないと思われるが、定義としては同じものを使うということに軸足を置いているということか。
 - 事業所・企業対象の調査と世帯対象の調査を比較する上での問題点としては、調査対象の範囲が異なっていることや複数の仕事を持っている人の把握の仕方が異なるという点があるが、先ずは定義を合わせることを行うべきだと考える。

(イ) 労働者の区分について（事業所調査と世帯調査の関係を含む。）

- ・ 厚生労働省から示された3つの区分の他に「呼称」があるが、「呼称」についてはそれぞれの調査で必要に応じ把握することが前提であると理解している。
現行の常用労働者の定義に「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」が含まれていることが疑問である。これは、雇用保険法における過去の扱いによるところだが、そもそも「日雇」は2万人を切っている。
世帯調査と事業所調査を隔てる阻害要因はこの「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」の取扱いである。これは、厚生労働省にとどまらず、経済センサス等にも関係してくることであり、各府省においても整理する必要がある。
- ・ 「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」の扱いを変えれば、既存の調査や時系列の接続などへの影響はあると考えられる。
- ・ 既存調査への影響は、資料6（別紙2）の改正案か別案かによって異なるが、いずれにせよ各種既存調査やビジネスレジスターの予算措置にもつながるため、慎重に検討する必要がある。名称の変更や区分の統一について府省横断的に検討することには異存はない。
- ・ 「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」を常用労働者に含めるべき根拠があれば議論すべきであるが、従来からやっているということだけでは、当該労働者が減少していく中では、この取扱い方によっては施策と違った結果になる可能性がある。統計の質の担保という点からも次期基本計画の中でいかに進めるかを検討願いたい。
- ・ 「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」は数値的には小さいのではないか。一方で、正規、非正規を資料7の区分でとることは時系列の点で問題があるという印象はある。
- ・ 3つの視点での整理は良いが、同時に実査における報告者の記入可能性についても考える必要がある。検討する際には小規模でも良いので、アンケート調査ないしはヒアリングを行って報告者が回答できるかどうか調べてみる必要がある。
- 実査の可能性については、ヒアリング等で確認したい。
その他の指摘事項について回答すると、呼称については、特化したテーマに絞った調査においては呼称についても調査をするなど内容を濃くして把握したいと考えている。一方で調査の趣旨・目的によっては、3つの区分によらない調査も

あり得ると考えている。

「前2ヶ月 18日以上雇用されている者」の人数は既存の調査を活用するなどして内容的に納得してもらえるかは別として、できる範囲で人数の試算を出していきたい。

雇用保険の日雇労働被保険者が2万人を切っている件に関しては、前2ヶ月 18日以上の労働者は、一般被保険者として適用され、その中に日雇労働被保険者から一般被保険者に転換する者や当初から一般被保険者として適用される者等があるので、日雇労働被保険者の人数をもって、前2ヶ月 18日以上の労働者を直ちに推計することは困難と考える。

- ・ 区分を変更した場合、断層が生じ、時系列が壊れることが予想されるがそれでも進めるという判断で良いか。また、SNAに影響は与えないか。
 - 今後、厚生労働省が検証を行うので、その検証時の推計方式を使えば、時系列で見ることができるのではないか。
 - SNAは就業者、雇用者の総数を使用しているので人数の面ではそれほど影響はない。労働時間が多少影響するかも知れないが、影響は少ないと考えられる。
 - ・ 将来的な視点が必要であり、時系列よりも、改正案、別案のどちらの考え方方が良いのかで検討すべきである。
 - ・ 現行と新しい区分を比べると新しい区分は細分化しているようなので、それを積み上げれば現行の時系列も計算出来るのではないか。
- ◎ 資料6の（別紙2）新しい区分の改正案、別案かの判断は別として、細分化された区分を積み上げればある程度の継続性は担保されるとの意見があった。実査の可能性についても指摘があったが、事業所等へのヒアリング等を実施することである。労働者の区分・定義については、資料7「事業所対象調査（改正案、別案）」の区分に変更するということで第2ワーキンググループの共通認識とする。

（ウ）用語の統一について

- ・ タスクフォースでも議論になった「労働者」「雇用者」の用語の整理について、一般的には、「雇用されている労働者」だということであるが、今回の資料7の「事業所対象調査（改正案、別案）」の区分で使用している「雇用労働者」という名称はいさか冗長ではあるもののやむを得ないのではないか。ただし、「フルタイム労働者」「短時間労働者」となっており、「雇用」がないのはなぜか。
- 「短時間労働者」はパートタイム労働法の用語に従ったもの。持ち帰って、必要があれば省内で検討したい。
- ・ 用語の統一については、中長期的課題としてはどうか。
- ・ 世帯対象の調査の「一般常雇」（1年を超える又は雇用期間を定めない契約で

雇われている者（「役員」以外））と事業所・企業対象の調査の「常用雇用者」（期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者）の定義が全くことなっており、英語にしたら全くわからない。これについては検討する必要がある。

- ・ 平成24年就業構造基本調査では、別紙6（別紙3）のとおり、「常雇」という名称を外しており、労働力調査においても速やかに検証、検討しているところであると聞いている。そうなれば、「常雇」という用語は整理されるため、問題はなくなる可能性がある。
- ・ 労働力調査については、平成25年に、平成24年の就業構造基本調査で「わからない」などの変更したその回答結果を踏まえ検討していく。
- ・ 事業所、企業調査においても整理が必要かと思う。
- ・ 資料6（別紙3）をみると、平成24年就業基本調査の「雇われている人」が資料7の「雇用労働者」に当たると思われる。ただし、「役員」について、どのように整理されているのかがよくわからない。「自営業主」「自家営業の手伝い」「内職」は雇用が無い労働者という整理と理解してよいか。
用語を変更すると、結果にも影響が及ぶと思うので中長期的に検討いただきたい。
- ・ 集計結果をみると、2種類の表があり、「役員」を含めたり、含めなかつたりしている。
→ 資料6（別紙1）の労働力調査、雇用者（役員を除く。）として記載されている。

（エ）タスクフォースの審議概要報告（従業上の地位の審議）のまとめ

- ・ 厚生労働省が作業するその他の検証結果は、年度末まで待つことになると次期基本計画の策定に間に合わないので、出来る限り早く出していただきたい。
→ 委員から納得が得られる精緻な結果ができるかどうかは別として、可能な範囲でその時点で出来ている最善のものを出したい。
 - ・ 平成26年度以降の取扱いについては、厚生労働省が今年度末までにまとめる結果を踏まえながら各府省で検討を進める旨を次期基本計画に記載する方向で考えている。
- ◎ 用語の統一のうち、世帯統計調査の「常雇」はなくなる可能性があり、事業者調査の「常用雇用者」の整理については時間が欲しいとのことであった。
労働者の区分については、改正案でも別案でも3つの視点で見直すということで、雇用契約期間による区分、直接・間接による区分で事業者調査と世帯調査の

整合性が取れている。唯一、所定労働時間の視点は、世帯調査での把握は無理であり整合性は保たれないがやむを得ない。

厚生労働省から、平成 25 年度末までの出来るだけ早い時期までに、「前 2 ヶ月 18 日以上雇用されている者」の数、「有期・無期」の変更に伴う施策への影響、調査結果の時系列への影響、調査実施者へのヒアリングなどの検証をするという計画・予定が示されており、それを基に、各府省横断的な場で情報共有、検証した結果を示していただき、その後、各府省においても所管統計における影響を検証していただくこととした。

また、実際の区分の変更の導入に当たっては、事前の試験調査を実施する必要性なども考慮する必要もあることから、一斉の導入ではなく、順次対応可能な調査から検討の上取り組んでいくことなると思う。

このような趣旨のことを次期基本計画に盛り込んで行く方向で整理したい。関係府省におかれでは、本取組の意義等にご理解いただき、ご協力を願いしたい。

(3) 第 2 ワーキンググループのとりまとめ

第 2 ワーキンググループのとりまとめについて、事務局から資料 8 に基づき説明が行われ、関係者にメール等で照会することになった。

(4) その他

- ・次回の第 6 回会合は 9 月 3 日（火）16 時 00 分から開催することになった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>